

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年10月31日(2013.10.31)

【公開番号】特開2013-17800(P2013-17800A)

【公開日】平成25年1月31日(2013.1.31)

【年通号数】公開・登録公報2013-005

【出願番号】特願2011-176329(P2011-176329)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 Z

【手続補正書】

【提出日】平成25年9月12日(2013.9.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技の進行を司る主遊技制御部と、
情報出力制御を司る副遊技制御部と、
操作者によって操作可能なスイッチ部材と

を備え、

副遊技制御部は、

消費電力に関する状態として、通常状態と消費電力低減状態とを有し、
前記スイッチ部材の操作態様に応じて、通常状態及び消費電力低減状態のいずれかに切り替える消費電力切替手段と、

消費電力低減状態の場合、通常状態と比較し、消費電力を低減させ得るよう制御する消費電力制御手段と、

副遊技制御部が電断状態から電断復帰したか否かを判定する電源投入判定手段とを備え、

消費電力切替手段は、

電源投入判定手段による判定が肯定的となった時点でのみ、又は、当該判定が肯定的となつた後の所定期間内においてのみ、前記スイッチ部材の操作態様を有効なものとし、

副遊技制御部は、主遊技制御部側での遊技の進行状況に応じた演出を実行可能に構成されており、消費電力切替手段により前記スイッチ部材の操作態様を有効なものとしない場合であつても、前記スイッチ部材の操作態様に応じて、演出の実行態様を変化可能に構成されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

このような状況下、遊技機が消費する電力を低減するよう努める必要があるが、単純に消費電力を低減するよう構成するのみでは、利便性等が著しく低下してしまう恐れがある

。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本態様に係る遊技機は、

遊技の進行を司る主遊技制御部と、

情報出力制御を司る副遊技制御部と、

操作者によって操作可能なスイッチ部材と
を備え、

副遊技制御部は、

消費電力に関する状態として、通常状態と消費電力低減状態とを有し、

前記スイッチ部材の操作態様に応じて、通常状態及び消費電力低減状態のいずれかに切り替える消費電力切替手段と、

消費電力低減状態の場合、通常状態と比較し、消費電力を低減させ得るよう制御する消費電力制御手段と、

副遊技制御部が電断状態から電断復帰したか否かを判定する電源投入判定手段と
を備え、

消費電力切替手段は、

電源投入判定手段による判定が肯定的となった時点でのみ、又は、当該判定が肯定的となつた後の所定期間内においてのみ、前記スイッチ部材の操作態様を有効なものとし、

副遊技制御部は、主遊技制御部側での遊技の進行状況に応じた演出を実行可能に構成されており、消費電力切替手段により前記スイッチ部材の操作態様を有効なものとしない場合であつても、前記スイッチ部材の操作態様に応じて、演出の実行態様を変化可能に構成されている

ことを特徴とする遊技機である。

<付記>

尚、本態様とは異なる別態様について以下に列記しておくが、これらには何ら限定されることなく実施することが可能である。

本別態様(1)に係る遊技機(例えば、ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機)は、
遊技の進行を司る主遊技制御部(例えば、ぱちんこ遊技機における主制御装置1000
、回胴式遊技機における主制御装置1000)と、

情報出力制御を司る副遊技制御部(例えば、ぱちんこ遊技機におけるサブメイン制御基板2320、回胴式遊技機におけるサブメイン制御装置3000)と
を備え、

主遊技制御部(例えば、ぱちんこ遊技機における主制御装置1000、回胴式遊技機における主制御装置1000)は、

ラム(例えば、ぱちんこ遊技機における主制御装置1000に設けられたRAM、回胴式遊技機における主制御装置1000に設けられたRAM)と、

ラムクリア手段(例えば、ぱちんこ遊技機における主制御装置1000、回胴式遊技機における主制御装置1000)と、

ラムクリア手段(例えば、ぱちんこ遊技機における主制御装置1000、回胴式遊技機における主制御装置1000)によりラムクリアされた場合、ラムクリアされた旨の情報を副遊技制御部(例えば、ぱちんこ遊技機におけるサブメイン制御基板2320、回胴式遊技機におけるサブメイン制御装置3000)に送信する情報送信手段(例えば、ぱちんこ遊技機における情報送信制御手段1300、回胴式遊技機における情報送信制御手段1200)と

を備え、

副遊技制御部（例えば、ぱちんこ遊技機におけるサブメイン制御基板 2320、回胴式遊技機におけるサブメイン制御装置 3000）は、

消費電力に関する状態として、通常状態と消費電力低減状態とを有し、

通常状態及び消費電力低減状態のいずれかに切り替える消費電力切替手段（例えば、ぱちんこ遊技機における節電モード切換制御手段 2326、回胴式遊技機における節電モード切換制御手段 3300）と、

消費電力低減状態の場合、通常状態と比較し、消費電力を低減させるよう制御する消費電力制御手段（例えば、ぱちんこ遊技機における演出動作制御手段 2325、回胴式遊技機における演出動作制御手段情報送信制御手段 3200）と、

主遊技制御部（例えば、ぱちんこ遊技機における主制御装置 1000、回胴式遊技機における主制御装置 1000）からの情報を受信する情報受信手段（例えば、ぱちんこ遊技機における表示情報受信手段 2321、回胴式遊技機における情報受信手段 3100）とを備え、

消費電力切替手段（例えば、ぱちんこ遊技機における節電モード切換制御手段 2326、回胴式遊技機における節電モード切換制御手段 3300）は、

ラムクリアされた旨の情報を主遊技制御部（例えば、ぱちんこ遊技機における主制御装置 1000、回胴式遊技機における主制御装置 1000）から受信したことを条件として、前記通常状態又は前記消費電力低減状態のいずれかに切り替え得ることを特徴とする遊技機である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本態様に係る遊技機によれば、通常状態又は消費電力低減状態のいずれかに切り替え可能に構成されている状況下、利便性等が著しく低下してしまう事態を回避することができるという効果を奏する。